（利用停止の申出の手続）

第二十三条　保有個人情報の利用停止の申出は、次に掲げる事項を記載した書面を館長に提出することにより行うものとする。

一　利用停止の申出をする者の氏名及び住所又は居所

二　利用停止の申出に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三　利用停止の申出の趣旨及び理由

2　前条の利用停止の申出があった場合には、館長は、利用停止の申出をした者に対し、別に定めるところにより、利用停止の申出に係る保有個人情報の本人であること（同条第二項の利用停止の申出があった場合にあっては、当該利用停止の申出に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類の提示又は提出を求めるものとする。

（利用停止の申出に対する対応）

第二十四条　館長は、利用停止の申出に係る保有個人情報の利用停止を行うときは、利用停止の申出をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

2　館長は、利用停止の申出に係る保有個人情報の利用停止を行わないときは、利用停止の申出をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。この場合において、当該書面には、利用停止を行わない理由を付記するものとする。

3　前二項の規定による通知は、前条第一項の書面の提出のあった日から原則として三十日以内に行うものとする。

（開示等についての苦情）

第二十五条　保有個人情報の開示、訂正又は利用停止（以下「開示等」という。）について、開示等の申出をした者（開示等の申出をした者が本人である場合にあっては法定代理人を、開示等の申出をした者が法定代理人である場合にあっては本人を、それぞれ含む。）から、苦情の申出があった場合には、館長は、国立国会図書館事務文書開示・個人情報保護審査会（第二十七条第一項において「審査会」という。）に諮問するものとする。ただし、当該苦情の申出が、正当な理由がないのに、第十五条第一項若しくは第二項、第二十条第二項又は前条第二項の規定による通知をした日の翌日から起算して三月を経過した日以後にされた場合は、この限りでない。

2　前項ただし書に規定する場合には、館長は、苦情の申出をした者に対して、同項本文の措置をとらない旨を書面により通知するものとする。

（苦情の申出の手続）

第二十六条　保有個人情報の開示等についての苦情の申出は、次に掲げる事項を記載した書面を館長に提出することにより行うものとする。

一　苦情の申出をする者の氏名及び住所又は居所

二　苦情の申出に係る保有個人情報の開示等の通知の日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三　苦情の申出の趣旨及び理由

（苦情の申出への対応）

第二十七条　館長は、審査会の答申があったときは、これを尊重するものとする。

2　館長は、苦情の申出に係る措置をとるときは、苦情の申出をした者に対し、その旨を速やかに書面により通知するものとする。

3　館長は、苦情の申出に係る措置をとらないときは、苦情の申出をした者に対し、その旨を速やかに書面により通知するものとする。この場合において、当該書面には、苦情の申出に係る措置をとらない理由を付記するものとする。

4　前二項の規定による通知は、前条の書面の提出のあった日から原則として四十日以内に行うものとする。

5　第十七条及び第二十一条の規定は、苦情の申出に係る措置をとる場合における手続について準用する。この場合において、第十七条第三項中「第十五条第一項」とあるのは「第二十七条第二項」と、第二十一条中「第十八条」とあるのは「第二十七条第二項」と読み替えるものとする。

第五章　特定個人情報に関する特例

第二十八条　館が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）に関しては、第八条第二項第二号から第四号までの規定は適用しないものとし、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
	自ら利用し、又は提供しない	自ら利用しない
第八条第二項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第八条第二項第一号	本人の同意があるとき又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第十一条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人（以下「法定代理人」という。）	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第十一条第四項、第十八条第二項、第十九条第二項、第二十二条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第一項	法定代理人	代理人
第二十二条第一項第一号	又は第八条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき	第二十八条の規定により読み替えて適用する第八条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は同法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第二十二条第一項第二号	第八条第一項及び第二項	

第六章　雑則

（適用除外等）

第二十九条　第四章の規定は、行政機関個人情報保護法第四十五条第一項に規定する情報については、適用しない。

2　保有個人情報（国立国会図書館事務文書開示規則第三条ただし書に規定する不開示情報を専ら記録する事務文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四章（第二十五条から第二十七条までを除く。）の規定の適用については、館に保有されていないものとみなす。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条	